

## ○取組の進捗管理

具体的な取組の柱	主な内容	目標時期	実施する機関 (○:実施予定、●:実施継続、■:実施済み)H30更新箇所赤字								
			危機対策課	東部地域局	河川企画課	土木防災課	熱海土木事務所	熱海市	伊東市	静岡地方気象台	
(1)水害リスク情報の共有による確実な避難の確保											
(1)-1 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組											
(ア)施設管理者等への理解促進											
要配慮者利用施設の管理者等を対象とした防災情報等の提供	県市が開催する研修会等の場を活用し、関係者への制度周知と情報提供を実施する。	引き続き実施	●	●		●		●	●		
(イ)避難確保計画の作成促進											
確実な避難体制の確保のための避難確保計画の作成、避難確保計画に基づく避難訓練の実施促進	地域防災計画に位置付けた施設について、情報の伝達方法を定め、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。	平成29年度から順次実施		●		●	●		●		
(1)-2 確実な避難勧告の発令に向けた取組											
避難勧告等の発令を想定した訓練の実施及び発令基準の点検	避難勧告等の発令を想定した水害版図上訓練等を実施し、発令基準の点検及び見直しを図る。	引き続き実施	●	●			●	●	●		
ホットライン体制の構築	洪水時における情報伝達手段として、関係市町長と熱海土木事務所長とのホットライン体制を構築する。	平成29年度					■	■	■		
ホットラインや洪水対応演習などの情報伝達訓練の充実	洪水対応演習等において関係機関を対象とした情報伝達訓練を毎年実施し、ホットライン体制を確認する。	引き続き実施			●	●	●	●			
(1)-3 水害リスク情報等の共有に向けた取組											
(ア)洪水予報河川、水位周知河川における取組											
最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域の見直し	洪水浸水想定区域の見直しを実施し、指定・公表する。 (対象1河川)	平成30年度まで			■	■	■				
洪水浸水想定区域の見直しに伴う洪水ハザードマップの改良と周知	指定・公表された洪水浸水想定区域図等に基づきハザードマップを更新する。	平成30年度から順次実施	○		●	○		○			
タイムラインの導入の推進	「避難勧告発令型タイムライン」を作成し、運用実態に合わせて見直しを図る。 (対象1河川)	平成29年度から順次実施		●	●	○		●	●		
(イ)他の河川(区間)における取組											
水位周知河川の拡大の検討	新たに水位周知河川に指定する候補河川を選定し、その拡大を検討する。 (対象1河川)	平成29年度から順次実施			●	■					
水害リスク情報の収集、周知方策の充実	水害危険性の周知を実施する河川を選定し、水害リスクの周知を図る。	平成29年度から順次実施			●	●		○	○		
水位計・河川監視カメラの増設の検討	・水位周知河川の拡大検討を行う河川に水位計等を順次設置し、必要に応じ監視カメラの設置を検討する。(対象1河川) ・水害危険性を周知する河川に危機管理型水位計を順次設置する。(対象10河川)	平成29年度から順次実施				●	●	●			
(1)-4 避難行動を促す取組											
雨量や水位に係るリアルタイム情報の提供	雨量、水位、河川監視映像、気象情報等の情報提供サイトを活用したリアルタイム情報を提供する。	引き続き実施		●		●		●	●		
出前講座等を活用した住民向けの防災情報の説明会・訓練の充実	地域における出前講座等へ講師を派遣するとともに、小中高等学校で実施される防災教育を推進する。	引き続き実施		●		●	●	●	●		
県から市町への情報収集要員(リエンソン)の派遣の検討	県と市町の情報共有の在り方に関する現状、課題を整理しリエンソン派遣の有効性や実現性を検討する。	平成29年度から順次実施	●								
避難勧告等発令の判断、伝達マニュアルの検証及び情報共有	避難勧告等の発令基準や避難方法等を再検証し、首長のサポート体制について関係部局で情報共有を図る。	平成29年度から順次実施	○	●				●	●		

## ○取組の進捗管理

具体的な取組の柱			実施する機関 (○:実施予定、●:実施継続、■:実施済み) H30更新箇所赤字							
				県	市	国	東部地域局	河川企画課	土木防災課	熱海土木事務所
<b>■取組の中項目</b>										
具体的な取組	主な内容	目標時期	危機対策課	東部地域局	河川企画課	土木防災課	熱海土木事務所	熱海市	伊東市	静岡地方気象台
<b>(2) 洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組</b>										
<b>(2)-1 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組</b>										
水防訓練や水防演習等の実施による水防団等との連携	関係機関は、水防団等と合同で重要水防箇所等の巡回及び点検を実施し、水防演習や水防訓練に積極的に参加する。	引き続き実施		●		●	●	●	●	
橋脚や護岸等への量水標の設置等による円滑な水防活動への支援	水防団等との意見交換を実施し、ボトルネック区間の橋脚や護岸等へ量水標等を設置する。	平成29年度から順次実施				○	○	○		
水防活動や緊急復旧活動に活用する資材の充実の検討	迅速かつ的確な水防活動のために、水防資材の既存資材を点検するとともに、資材の充実を検討する。	平成29年度から順次実施			○	●	●			
県から市町への情報収集要員(リエゾン)の派遣の検討(再掲)	県と市町の情報共有の在り方にに関する現状、課題を整理しリエゾン派遣の有効性や実現性を検討する。	平成29年度から順次実施	●							
<b>(2)-2 河床水を迅速に排水するための取組</b>										
国・各自治体が所有する排水ポンプ車等を活用した排水訓練等の実施	排水ポンプ車を活用した排水訓練やドローンを活用した浸水被害状況把握のための訓練に参加する。	引き続き実施				○	●	●		
地域が有するポンプ等(消防や建設会社)の活用に向けた情報の整理と共有	地域所有のポンプ情報を収集し、災害時ににおける優先的な利用について協議を行う。災害時における優先的支援について協議を行う。	平成29年度から順次実施			●	●	●	●		
<b>(2)-3 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進</b>										
河川整備計画等に基づく治水対策の着実な実施	・河道拡幅等の河川改修を計画的かつ着実に実施する。 ・県と市は、災害発生時に迅速な施設の復旧を図る。	引き続き実施			●	●				
<b>(2)-4 河川における機能の確保</b>										
河川内の堆積土砂撤去や樹木伐採等による流下能力の保全	河道内の堆積土砂や樹木の繁茂状況の把握に努め、優先度に応じて治水上支障のある箇所の河床掘削等を実施する。	引き続き実施		●		●				
樋門・樋管等の施設の確実な点検、巡視の促進、運用体制の確保	河川管理施設及び市町占用工作物については確実な点検保守を実施し、その他許可工作物管理者に対しては適切な維持管理と洪水時の操作等を指導する。	引き続き実施		●		●	●	●	●	